

# トリミングに関する利用規約

吉田動物病院

吉田動物病院（以下、甲と言います）では、ご家族様（以下「乙」と言います）の大切な伴侶動物を安全にお預かりし、伴侶動物に気持ちよく過ごしてもらうために、甲より提供する伴侶動物のトリミング及びそれに付随する処置サービスに関しまして、トリミング利用規約（以下「本利用規約」と言います）を設けております。

甲の提供する本サービスをご利用いただくためには、本利用規約全文をお読みいただいた上で、本利用規約に同意いただき、本利用規約に基づき利用契約を締結していただく必要がございます。

## 第1条 （適用範囲）

本利用規約は、本サービスの提供条件、及び本サービスの利用に関する甲と乙との間の権利義務関係を定めることを目的とし、甲と乙との間の本サービスの利用に関わる一切の關係に適用されます。

## 第2条 （個別契約）

1. 本利用規約に基づき、乙が甲に対して、本サービス申込書によって本サービスを申し込み、甲がそれを承諾することによって、甲と乙の間で個別契約が成立します。
2. 本利用規約は、特別の定めのない限り、本利用規約に基づく契約締結日以降に、甲及び乙の間で締結した個別契約に基づき甲から乙に提供される本サービス、全てに適用されます。ただし、個別契約時に、本利用規約と異なる事項を定めたときは、当該個別契約の定めが優先して適用されます。

## 第3条 （定義）

1. 「本サービス」とは、甲が提供する伴侶動物のトリミング及びそれに付随する処置サービスを指します。
2. 「本サービス提供中」とは、甲による本サービス提供中、及び本サービス提供前後のお預かり時間中を指します。

## 第4条 （感染予防等にかかる利用条件）

甲においては、原則として以下の各号に規定する感染予防等に関する条件が満たされている場合に限り、本サービスを提供しております。甲においてワクチン等を接種した場合以外は、初回及びその後も年に一度は確認のために接種証明書等の書面の提示をお願いします。条件が満たされない場合には、本サービスをご利用いただくことはできませんのでご了承ください。

- ① 伴侶動物が「犬」である場合には、本サービス提供日から起算して過去12ヶ月の間に、狂犬病ワクチン及び5種以上の混合ワクチンを接種していること。
- ② 伴侶動物が「猫」である場合には、本サービス提供日から起算して過去12ヶ月の間に、3種混合ワクチンを接種していること。
- ③ 伴侶動物が「猫」である場合には、本サービス提供前にエイズ、白血病のウィルス検査を受け、当該検査結果が陰性であること。

- ④ 伴侶動物に対して、本サービス提供日から起算して1ヶ月の間に、動物病院処方 of 駆除薬投与によってノミ、ダニなどの外部寄生虫予防が行われていること。
- ⑤ 伴侶動物の健康状態が良好であること。雌である場合には、妊娠中でないこと。

#### **第5条 (その他の利用条件)**

本サービス提供中に、伴侶動物が暴れたり、かみついたりして、甲のスタッフや他の動物に対して危険が及ぶ可能性が高いなど、本サービス提供が難しいと甲が判断した場合、甲より本サービスの提供をお断りする、もしくは途中で本サービスの提供を中止する場合があります。

#### **第6条 (本サービス提供方法)**

- 1. 乙は、予約をした日時に、伴侶動物を連れて甲に来院し受付後、甲に伴侶動物を預け、乙は、本サービス終了予定時間に合わせて、伴侶動物を迎えにきます。
- 2. 乙は、伴侶動物を迎えにきた際、本利用規約第7条に定める利用料金を甲に支払い、甲は乙に対して伴侶動物を引き渡します。

#### **第7条 (料金及び支払方法)**

- 1. 乙は、本サービス完了確認を行った後に、本サービス利用の対価として、現金もしくはクレジットカードによって甲に対して支払います。
- 2. 前項の定めにかかわらず、甲は乙に対し、本利用規約第8条に定める緊急時等の対応により、費用が発生した場合、その他、伴侶動物の体調や状況等により必要な処置を行った結果発生した費用を、本サービス申込書に記載の利用料金とは別に請求する場合がございます。
- 3. 本利用規約第5条に基づき、甲が本サービスの提供を途中で中止した場合でも、中止するまでのサービス分に相当する費用はお支払いいただきます。

#### **第8条 (お預かり時における緊急対応)**

- 1. 甲による本サービス提供中に、伴侶動物に急な体調不良等の異常が見られた場合には、甲は乙に連絡し、甲において治療・処置をとることにつき同意を得るように致します。ただし、緊急を要する場合、もしくは本サービス申込書に記載の乙の連絡先に連絡をしても連絡が取れない場合には、乙による事前の承諾なく、治療・処置を行います。
- 2. 本条第1項に定める治療・処置にかかる費用は全額乙が負担するものとします。

#### **第9条 (甲の損害賠償責任)**

- 1. 甲の責に帰すべき事由により、乙に損害が発生した場合には、乙に対し、相当因果関係のある損害につき賠償をいたします。
- 2. 前条の定めにかかわらず、以下の各号のいずれかに該当する事由によって乙に損害が発生した場合には、甲は責任を負いません。
  - ① 天災その他の不可抗力により生じた事故(逃走を含みます)
  - ② 本利用規約11条第1項に定めるような甲において回避不可能な事由によって乙に生じた損害

## 第10条 (乙の損害賠償責任)

甲は、乙の責に帰すべき事由により、甲に損害が発生した場合には、甲に発生した損害につき、相当因果関係のある損害につき請求することができます。

## 第11条 (注意事項)

1. 甲において最大限注意をしても、避けることが難しい事態があります。例えば、トリミングにおけるバリカン負けで伴侶動物の皮膚に炎症が起こる、伴侶動物の顔周りをシャンプーした際、シャンプーが眼に入ってしまう、その化学的刺激や伴侶動物が眼を擦過することで、角膜障害が発生するなどの事態です。このような回避不可能な事由によって、乙に治療費等の損害が発生した場合、甲は責任を負うことはできませんので、ご了承ください。
2. 心臓病や呼吸器疾患、腫瘍性疾患、てんかん発作などの重篤な基礎疾患をお持ちの動物や、高齢の動物の場合、施術中に体調の急変が起こる可能性がございます。また、トリミング時の保定、お預かり中に動物が暴れて怪我、骨折、脱臼、爪折れ、歯折れなど、不慮の事故が起こることがあります。
3. 環境の変化、及び本サービスなどによるストレスの結果、甲による本サービス提供中、さらにはご帰宅後に、伴侶動物が急な体調不良を起こす場合がございます。
4. 乙が、本サービス申込書に記載された伴侶動物引取日に来院せず、当該引取日の翌日から起算して7日を経過しても伴侶動物を引き取らなかったときには、乙は伴侶動物の所有権を放棄し、甲に無償で譲渡したものとみなし、伴侶動物にかかる甲の処理につき異議を述べることはできません。

## 第12条 (本利用規約等の変更)

1. 甲は、乙に対して事前の予告なく、本利用規約を変更することができます。
2. 甲は、本利用規約変更後、初めて乙が甲の本サービスにかかる申し込みを行う際に、本サービス申込書により告知するものとします。
3. 乙が、前項に定める本サービス申込書により、甲に対して本サービスの申し込みを行った時点で、本利用規約変更に同意したものとみなします。

## 第13条 (分離可能性)

本利用規約のいずれかの条項、もしくはその一部が、法令等により無効もしくは執行不能と判断された場合であっても、本利用規約の残りの部分は、継続して完全に効力を有するものとします。

## 第14条 (準拠法及び管轄裁判所)

1. 本利用規約及び個別契約の準拠法は日本法とします。
2. 本利用規約及び個別契約に起因し、または関連する一切の紛争については、当店・当院を管轄する地方裁判所を第1審の専属的合意管轄裁判所とします。

## 附則

2024年7月26日施行

以上